

# 国有財産の一般競争入札案内書

(長野県大町市)

関東農政局

※ 本案内書は入札の際には、ご持参願います。

令和8年6月実施

**農林水産省**

# 国有財産の一般競争入札案内書

## <目次>

I	入札案内	・・・	P 1～ 4
II	国有財産売払公示書	・・・	P 5～ 6
III	入札要領	・・・	P 7～13
IV	関東農政局競争契約入札心得	・・・	P 14～34
V	入札参加時必要書類等	・・・	P 35
VI	入札会場案内図	・・・	P 36
VII	国有財産競争入札参加申込書	・・・	P 37～39
VIII	委任状	・・・	P 40
IX	国有財産買受申込書（案）	・・・	P 41～43
X	物件調書	・・・	P 44～48

# 入札案内

## 1 入札物件一覧表

物件番号	財産区分	所在及び地番	地目 (現況地目)	登記簿面積 (実測面積)
1	土地	長野県大町市大町4051番15	畑 (畑)	88㎡ (88.69㎡)

- (注) 1 土地の評価は、宅地又は宅地見込地で行い、面積は実測面積とする。  
また、更地評価価格から耕作権割合相当額100分の30を控除する。
- 2 土地は現況での売払いとする。
- 3 入札物件は、農耕目的で賃貸借契約が締結中の土地であり、農耕借受者と賃貸借契約を解約するためには、農地法所定の手続きを行うことが必要です。

## 2 入札参加者の資格及び入札の参加方法

### (1) 入札参加者に必要な資格

入札物件において、転用事業計画を有する者であって、次のいずれにも該当しない者であれば、どなたでも参加できます。

- ① 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当する者
- ② 国有財産に関する事務に従事する者にあつては国有財産法（昭和23年法律第73号）第16条の規定に該当する者
- ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者

(注) 予算決算及び会計令、国有財産法、農地法については11～13ページを参照願います。

### (2) 入札の参加方法

- ① 入札の参加に当たっては、「国有財産売払公示書」、「入札要領」、「関東農政局競争契約入札心得」及び「国有財産買受申込書」を十分お読みの上、参加して下さい。
- ② 入札に参加を希望する者は、令和8年5月25日（月曜日）17時00分までに、「国有財産競争入札参加申込書」（以下「入札参加申込書」という。）を関東農政局経営・事業支援部農地政策推進課（さいたま市中央区新都心2-1-1 さいたま新都心合同庁舎2号館 10階）に提出してください。
- ③ 入札参加申込書と併せて、予算決算及び会計令第70条に該当しないことを証する書面（戸籍抄本）及び印鑑証明書並びに転用事業計画書を提出すること。  
また、法人の場合には、代表役員氏名及び履歴事項全部証明書及び印鑑証明書並びに転用事業計画書を提出すること。
- ④ 入札参加資格の事前審査を行い、入札参加資格のない者と認められた場合には、入札期日の10日前までに入札に参加できない旨の通知を行います。

## 3 入札に当たって付す条件

国有財産買受申込書において、次の条件を付すこととします。

- (1) 買受申込者は、国有財産売払通知書の発行の日から10年間、売払物件を暴力団（暴

力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは同法の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これらに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し又は売払物件を第三者に貸してはならない。

(2) 買受申込者は、国有財産売払通知書の発行の日から10年間、売払物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗特殊営業その他これらに類する業の用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し又は売買物件を第三者に貸してはならない。

#### 4 入札説明会の日時及び場所

- (1) 日 時 令和8年5月12日（火曜日）13時30分～
- (2) 場 所 大町市役所西庁舎第4会議室

(注) 入札説明会に参加されなくても入札には参加できますが、各種事項は全て了知されているものとみなします。

#### 5 入札及び開札の日時

- (1) 入 札 令和8年6月16日（火曜日）13時30分～
- (2) 開 札 入札締切後、直ちに開札
- (3) 場 所 大町市役所西庁舎大会議室  
(別添「入札会場案内図」（36ページ）を参照して下さい。)

(注) 受付等は、公示書に記載した入札日時の20分前から行います。  
また、公示書に記載した入札日時に遅れると入札に参加できませんので、ご注意ください。  
なお、応札者多数の場合、入札開始時間が遅れることがありますのでご了承下さい。

#### 6 落札者の決定方法

落札者は、国の予定価格以上で最高の価格をもって入札した者と決定します。

ただし、国の予定価格以上で最高の価格をもって入札した者が警察当局から排除要請のある者であるか否かについて確定していない場合は、当該入札者を落札候補者とし、落札者の決定を留保するとともに、当該物件に係るすべての入札参加者へその旨通知します。入札要領第9条に規定する排除要請が行われなかった場合は、落札候補者を落札者と決定するものとし、同条に規定する排除要請が行われた場合は、落札候補者の入札を無効とするとともに、国の予定価格以上で入札した他の者（警察当局から排除要請が行われなかった者に限る。）のうち最高の価格をもって入札した者を落札者と決定します。

また、落札者となる同価の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじによって落札者を決定します。

なお、落札者となる同価の入札者に落札候補者がいる場合には、落札候補者が警察当局から排除要請のある者であるか否かについて確定するまでは、くじ引きを留保します。

## 7 入札日の持参品等

### (1) 委任状(本案内書に添付のもの(40ページ)を使用して下さい。)

法人の代表権のない方や個人でやむを得ず代理の方が入札に参加される場合には委任者の印鑑証明書を添付した委任状を持参して下さい。

なお、入札参加申込書の申込人であるご本人(共有とされる場合は共有者全員)が入札に参加される場合は不要です。

### (2) 印(はんこ)

入札参加申込書に押印したご本人の登録印(実印)をお持ち下さい。

ただし、代理人が入札する場合はご本人(委任者)の印(はんこ)は必要ありませんが、代理人の方は委任状に押印したご自分の登録印(実印)を持参して下さい。

### (3) 入札保証金

入札当日、入札金額の 100分の5以上 の入札保証金の納付が必要です。

(注) イ 入札保証金は、現金でお願いします。

ロ 落札者の入札保証金は国有財産買受申込書が提出されるまで還付しませんが、落札されなかった方の入札保証金は入札終了後、保証金を納付したとき発行した受領証書と引換えに速やかに還付します。

### (4) 収入印紙

入札保証金を還付するときその受領証書に貼付していただきますので、200円の収入印紙をご用意下さい。

ただし、印紙税法上の非課税法人又は個人で営業に関しないもの場合は必要ありません。

### (5) 契約保証金

落札者は、落札後直ちに、契約保証金として落札金額の 100分の10以上 の金額を現金による納付が必要です。

ただし、申し出により落札者に払い戻すべき入札保証金を契約保証金の一部に充当することができます。

### (6) 本人確認が行える資料(免許証等顔写真付きのもの)

### (7) 筆記用具(黒のボールペン又は万年筆)

## 8 契約の締結及び売払対価の納入等(売払対価の分割納入はできません。)

### (1) 落札者は、落札後直ちに国有財産買受申込書を関東農政局長に提出するとともに契約保証金として落札金額の100分の10以上(円未満切上げ)に相当する金額を現金で納めなければなりません。

ただし、落札者からの申し出により落札者に払い戻すべき入札保証金を契約保証金の一部に振り替えることができます。

### (2) 落札者が落札後、国有財産買受申込書を関東農政局長に提出しないときは、その落札は無効となり、入札保証金は国庫に帰属することになりますので、ご注意下さい。

### (3) 落札者の契約保証金は、落札者から国有財産買受申込書が提出され、後日、国から国有財産売払通知書の発行後、同通知書に定めた所定期日(発行日から20日以内)までに売払対価が納入された場合に還付します。

ただし、落札者からの申し出により落札者に払い戻すべき契約保証金を売払対価の一部に振り替えることができます。

### (4) 国有財産売払通知書の発行後、同通知書に定めた所定期日(発行日から20日以内)までに売払対価が納入されないときは、契約保証金は国庫に帰属することになりますので、ご注意下さい。

## 9 所有権の移転等

- (1) 売払対価の納入が行われ、確認されたときに所有権の移転があったものとし、物件を引き渡したものとします。
- (2) 所有権の移転登記は、物件の引き渡し後、国が行います。
- (3) 所有権移転登記に必要な登録免許税は、落札者の負担となります。

(参 考)

- 登録免許税額

$$\text{課税標準の価額} \times 1,000\text{分の}15$$

(注) 課税標準の価額は、固定資産税課税台帳価格（入札物件の近傍地の固定資産税課税台帳価格に比準して算定）です

# 国有財産売払公示書

下記国有財産を一般競争入札により売払いをします。  
記

## 1 入札物件一覧表

物件番号	財産区分	所在及び地番	地目 (現況地目)	登記簿面積 (実測面積)
1	土地	長野県大町市大町4051番15	畑 (畑)	88㎡ (88.69㎡)

(注) 1 土地の評価は、宅地又は宅地見込地で行い、面積は実測面積とする。

また、更地評価価格から耕作権割合相当額100分の30を控除する。

2 土地は現況での売払いとする。

3 入札物件は、農耕目的で賃貸借契約が締結中の土地であり、農耕借受者と賃貸借契約を解約するためには、農地法所定の手続きを行うことが必要です。

## 2 競争参加者に必要な資格

入札物件において、転用事業計画を有する者であつて、次のいずれにも該当しない者であれば、どなたでも参加できます。

なお、入札に参加を希望する者は、4の(1)の①の提出期限までに、4の(1)の②の提出場所に「国有財産競争入札参加申込書」を提出すること。

入札参加資格の事前審査を行い、入札参加資格のない者と認められた場合には、入札期日の10日前までに入札に参加できない旨の通知を行う。

(1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当する者

(2) 国有財産に関する事務に従事する者にあつては国有財産法（昭和23年法律第73号）第16条の規定に該当する者

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者

## 3 入札要領及び契約条項を示す場所並びに問い合わせ先

農林水産省関東農政局経営・事業支援部農地政策推進課

所在地 さいたま市中央区新都心2-1

さいたま新都心合同庁舎2号館 10階

電話 048(740)1005

## 4 入札参加申込、入札及び開札の日時並びに場所

(1) 入札参加申込書の提出期限及び場所

① 提出期限 令和8年5月25日（月曜日）17時00分

② 提出場所 さいたま市中央区新都心2-1

さいたま新都心合同庁舎2号館 10階

農林水産省関東農政局経営・事業支援部農地政策推進課

（郵送される場合は必ず簡易書留でお願いします。）

- (2) 入札 令和8年6月16日(火曜日) 13時30分～
- (3) 開札 入札締切後、直ちに開札
- (4) 場所 大町市役所西庁舎大会議室

## 5 入札説明会の日時及び場所

- (1) 日時 令和8年5月12日(火曜日) 13時30分～
- (2) 場所 大町市役所西庁舎第4会議室

## 6 入札保証金

入札に参加する者は、入札開始前に入札金額の100分の5以上(円未満切り上げ)に相当する金額を現金で納入すること。

## 7 契約保証金

落札者は、落札後、直ちに契約保証金として落札金額の100分の10以上(円未満切り上げ)に相当する金額を現金で納入すること。

## 8 入札の無効

入札参加資格のない者及び入札に関する条件に違反した者の入札は無効とする。

## 9 契約不履行

落札者が落札後、国有財産買受申込書を関東農政局長に提出しないときは、その落札は無効となり、6の入札保証金は国庫に帰属する。

## 10 入札に携行すべきもの

入札者の登録印(代理人をもって入札しようとする場合は、代理人の登録印及び登録印鑑証明書)

## 11 その他

- (1) 入札参加希望者は予算決算及び会計令第70条に該当しないことを証する書面(戸籍抄本)及び印鑑証明書並びに転用事業計画書を、国有財産競争入札参加申込書を提出する際に併せて提出すること。

また、法人の場合には、代表役員氏名及び現在事項一部証明書(法人登記簿抄本)並びに転用事業計画書を提出すること。

(注) 上記書類を提出しない者は、入札に参加することができない。

- (2) 入札者は、本公示書のほか、契約担当官が交付する入札要領及び国有財産買受申込書を十分理解の上、入札するものとする。

以上、公示する。

令和8年4月24日

契約担当官

関東農政局長 菅家 秀人

# 入札要領

第1条 入札参加希望者は、国有財産売払公示書及び本要領を熟読の上入札して下さい。

第2条 現物と公示数量が符合しない場合でもこれを理由として契約の締結を拒むことはできません。

第3条 入札者は、入札参加申込書を国有財産売払公示書で指定する提出期限及び場所（以下「指定する期限等」という。）に提出しなければなりません。

第4条 代理人により入札する場合は、入札前に必ず委任状を担当者に提出して下さい。  
なお、委任状には受任者の使用印を押印してください。

第5条 入札は所定の入札書により、封書にして入札日時までに提出しなければなりません。

第6条 入札者は入札前に入札保証金として、入札金額の100分の5以上（円未満切上げ）に相当する金額を現金で納付しなければなりません（以下「入札保証金等」という。）。

第7条 入札書には、入札者の住所氏名を記入の上、押印するものとし、また、金額の記入は算用数字を使用し、最初の数字の前に¥を記入して下さい。

第8条 提出済みの入札書は、その事由のいかんにかかわらず、引換え、変更又は取消しを行うことはできません。

第9条 入札者は、暴力団排除に関する誓約事項（別紙1参照）について入札前に確認しなければならず、入札参加申込書の提出をもってこれに同意したものとします。

第10条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- 1 公示書又は本要領の条項に違反するもの
- 2 入札参加申込書を指定する期限等に提出していないもの
- 3 入札書に入札者の住所及び氏名の記入及び押印のないもの
- 4 代理人により入札する場合、入札書に代理人の住所及び氏名の記入及び押印のないもの
- 5 入札書の金額を訂正したもの、金額の記載が明確でないもの
- 6 担当官等が入札書不完全と認めたもの
- 7 第6条に規定する入札保証金を差し出さないもの
- 8 郵送をもって、入札書を送付してきたもの
- 9 一人で2通以上の入札をしたもの
- 10 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び71条の規定並びに国有財産法（昭和23年法律第73号）第16条の規定に該当する者が入札したもの（予算決算及び会計令第70条及び71条、国有財産法第16条は「別紙2」参照）
- 11 暴力団排除に関する誓約事項について、虚偽又はこれに反する行為が認められたもの
- 12 暴力団排除に関する誓約事項に掲げる者から依頼を受けて入札に参加しようとするもの
- 13 入札関係提出書に虚偽の記載があるもの

第11条 開札は入札者の面前で行います。ただし、入札者又はその代理者が開札場所に出席しない場合には、国の指定した者を立会いさせて開札します。この場合、異議を申立て

ることはできません。

第 12 条 開札の結果、予定価格に達する入札のない場合で、入札参加者が再度の入札を希望するときは、直ちに再入札を行います。ただし、再入札をしても、なお、予定価格に達しない場合には、入札を止めることがあります。この場合、異議を申し立てることはできません。

第 13 条 落札者は、国の予定価格以上で最高の価格をもって入札した者と決定します。

ただし、国の予定価格以上で最高の価格をもって入札した者が警察当局から排除要請のある者であるか否かについて確定していない場合は、当該入札者を落札候補者とし、落札者の決定を留保するとともに、当該物件に係るすべての入札参加者へその旨通知します。第 9 条に規定する排除要請が行われなかった場合は、落札候補者を落札者と決定するものとし、同条に規定する排除要請が行われた場合は、落札候補者の入札を無効とするとともに、国の予定価格以上で入札した他の者（警察当局から排除要請が行われなかった者に限る。）のうち最高の価格をもって入札した者を落札者と決定します。

また、落札者となる同価の入札者が 2 人以上あるときは、直ちにくじによって落札者を決定します。

なお、落札者となる同価の入札者に落札候補者がいる場合には、落札候補者が警察当局から排除要請のある者であるか否かについて確定するまでは、くじ引きを留保します。

第 14 条 非居住者（外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号）第 6 条第 1 項第 6 号に規定する非居住者をいう。）が落札者となった場合で、外国為替令（昭和 55 年政令第 260 号）第 11 条第 3 項の規定により財務大臣の許可を要するものであるときは、契約は財務大臣の許可があったときに有効とします。

第 15 条 入札保証金等は、落札者を除き、所定の手続により速やかに還付します。落札者の入札保証金等は、契約締結後に所定の手続により還付します。

ただし、落札者からの申し出により落札者に払い戻すべき入札保証金等を契約保証金の一部に振り替えることができます。

また、落札者の決定を留保した場合は、落札者が決定されるまでの間、当該物件の入札者に係る入札保証金等の還付を留保します。

なお、開札後、入札参加者から落札決定前に入札を辞退する旨の申出があった場合には、入札保証金等を還付します。

第 16 条 落札者が落札後国有財産買受申込書を関東農政局長に提出しないときは、その落札は無効となり、入札保証金等は国庫に帰属することになります。

第 17 条 落札者は、落札後直ちに国有財産買受申込書を関東農政局長に提出するとともに、契約保証金として契約金額の 100 分の 10 以上（円未満切上）に相当する金額を現金で納付しなければなりません（以下「契約保証金等」という。）。

第 18 条 前条の契約保証金等は、売買代金の全額を納付した後に所定の手続により還付します。

ただし、契約者（落札者）からの申し出により契約者（落札者）に払い戻すべき契約保証金を売払対価の一部に振り替えることができます。

第 19 条 国有財産買受申込書の提出後、国有財産売払通知書に定めた所定期日までに売払

対価が納入されないときは、契約保証金は国庫に帰属することになります。

第 20 条 入札をした者は、入札後において、国有財産売払公示書、本要領及び現物等についての不明を理由として異議を申し立てることはできません。

第 21 条 本要領に定めない事項は、すべて会計法規及び関東農政局競争契約入札心得の定めるところによって処理します。

○暴力団排除に関する誓約事項

私（団体である場合は当団体）は、下記 1 から 3 のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴省の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を提出すること、並びに、これらの提出書類から確認できる範囲での個人情報情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

3 公序良俗に反する使用等

暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し又は売買物件を第三者に賃貸すること。

上記事項について、入札参加申込書の提出をもって誓約します。

○ 予算決算及び会計令 (抄)

(一般競争に参加させることができない者)

第 70 条 契約担当官等は、売買、貸借、請負その他の契約につき会計法第 29 条の 3 第一項の競争（以下「一般競争」という。）に付するときは、特別の理由がある場合を除くほか、次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項 各号に掲げる者

(一般競争に参加させないことができる者)

第 71 条 契約担当官等は、一般競争に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

- 一 契約の履行に当たり故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
  - 二 公正な競争の執行を妨げたとき又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
  - 三 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
  - 四 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
  - 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
  - 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
  - 七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。
- 2 契約担当官等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる。

○ 国有財産法 (抄)

(職員の行為の制限)

第 16 条 国有財産に関する事務に従事する職員は、その取扱に係る国有財産を譲り受け、又は、自己の所有物と交換することができない。

- 2 前項の規定に違反する行為は、無効とする。

○ 農地法 (抄)

(農地又は採草放牧地の賃貸借の解約等の制限)

**第十八条** 農地又は採草放牧地の賃貸借の当事者は、政令で定めるところにより都道府県知事の許可を受けなければ、賃貸借の解除をし、解約の申入れをし、合意による解約をし、又は賃貸借の更新をしない旨の通知をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- 一 解約の申入れ、合意による解約又は賃貸借の更新をしない旨の通知が、信託事業に係る信託財産につき行われる場合（その賃貸借がその信託財産に係る信託の引受け前から既に存していたものである場合及び解約の申入れ又は合意による解約にあつてはこれらの行為によつて賃貸借の終了する日、賃貸借の更新をしない旨の通知にあつてはその賃貸借の期間の満了する日とその信託に係る信託行為によりその信託が終了することとなる日前一年以内でない場合を除く。）
  - 二 合意による解約が、その解約によつて農地若しくは採草放牧地を引き渡すこととなる期限前六月以内に成立した合意でその旨が書面において明らかであるものに基づいて行われる場合又は民事調停法による農事調停によつて行われる場合
  - 三 賃貸借の更新をしない旨の通知が、十年以上の期間の定めがある賃貸借（解約をする権利を留保しているもの及び期間の満了前にその期間を変更したものでその変更をした時以後の期間が十年未満であるものを除く。）又は水田裏作を目的とする賃貸借につき行われる場合
  - 四 第三条第三項の規定の適用を受けて同条第一項の許可を受けて設定された賃借権に係る賃貸借の解除が、賃借人がその農地又は採草放牧地を適正に利用していないと認められる場合において、農林水産省令で定めるところによりあらかじめ農業委員会に届け出て行われる場合
  - 五 農地中間管理機構が農地中間管理事業の推進に関する法律第二条第三項第一号に掲げる業務の実施により借り受け、又は同項第二号に掲げる業務若しくは農業経営基盤強化促進法第七条第一号に掲げる事業の実施により貸し付けた農地又は採草放牧地に係る賃貸借の解除が、農地中間管理事業の推進に関する法律第二十条又は第二十一条第二項の規定により都道府県知事の承認を受けて行われる場合
- 2** 前項の許可は、次に掲げる場合でなければ、してはならない。
- 一 賃借人が信義に反した行為をした場合
  - 二 その農地又は採草放牧地を農地又は採草放牧地以外のものにすることを相当とする場合
  - 三 賃借人の生計（法人にあつては、経営）、賃貸人の経営能力等を考慮し、賃貸人がその農地又は採草放牧地を耕作又は養畜の事業に供することを相当とする場合
  - 四 その農地について賃借人が第三十六条第一項の規定による勧告を受けた場合
  - 五 賃借人である農地所有適格法人が農地所有適格法人でなくなつた場合並びに賃借人である農地所有適格法人の構成員となつている賃貸人がその法人の構成員でなくなり、その賃貸人又はその世帯員等がその許可を受けた後において耕作又は養畜の事業に供すべき農地及び採草放牧地の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められ、かつ、その事業に必要な農作業に常時従事すると認められる場合
- 六 その他正当の事由がある場合
- 3** 都道府県知事は、第一項の規定により許可をしようとするときは、あらかじめ、都道府県機構の意見を聴かなければならない。ただし、農業委員会等に関する法律第四十二条第一項の規定による都道府県知事の指定がされていない場合は、この限りでない。
- 4** 第一項の許可は、条件をつけてすることができる。
- 5** 第一項の許可を受けないでした行為は、その効力を生じない。

- 6 農地又は採草放牧地の賃貸借につき解約の申入れ、合意による解約又は賃貸借の更新をしない旨の通知が第一項ただし書の規定により同項の許可を要しないで行なわれた場合には、これらの行為をした者は、農林水産省令で定めるところにより、農業委員会にその旨を通知しなければならない。
- 7 前条又は民法第六百七十七条（期間の定めのない賃貸借の解約の申入れ）若しくは第六百七十八条（期間の定めのある賃貸借の解約をする権利の留保）の規定と異なる賃貸借の条件でこれらの規定による場合に比して賃借人に不利なものは、定めないものとみなす。
- 8 農地又は採草放牧地の賃貸借に付けた解除条件（第三条第三項第一号及び農地中間管理事業の推進に関する法律第十八条第二項第二号へに規定する条件を除く。）又は不確定期限は、付けないものとみなす。

## 関東農政局競争契約入札心得

(目的)

第1条 関東農政局所掌に係る一般競争及び指名競争（以下「競争」という。）を行う場合における入札その他の取扱いについては、会計法（昭和22年法律第35号）、国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（昭和55年政令第300号。以下「特例政令」という。）、国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める省令（昭和55年大蔵省令第45号。以下「特例省令」という。）、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予算令」という。）、契約事務取扱規則（昭和37年大蔵省令第52号）その他の法令に定めるもののほか、この心得の定めるところによるものとする。

(一般競争参加の申出)

第2条 一般競争に参加しようとする者は、入札の公告において指定した期日までに当該公告において指定した書類を契約担当官等（会計法第29条の3第1項に規定する契約担当官等をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。

ただし、電子入札システム又は「調達業務の業務・システム最適化計画」（平成21年8月28日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定。平成23年7月15日改定）に基づき、全府省等において導入される電子調達システム（以下「電子入札システム等」という。）による入札参加者は、当該公告において指定した書類を同システムにおいて作成し、入札の公告において指定した日時までに提出しなければならない。

(入札保証金等)

第3条 競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、入札執行前に、見積金額の100分の5以上の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を歳入歳出外現金出納官吏又は取扱官庁に納付し、又は提供しなければならない。ただし、入札保証金の全部又は一部の納付を免除された場合は、この限りでない。

2 入札参加者は、第1項ただし書の場合において、入札保証金の納付を免除された理由が入札保証保険契約を結んだことによるものであるときは、当該入札保証保険契約に係る保険証券を契約担当官等に提出しなければならない。

3 入札参加者は、入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付し、又は提供する場合は、関係職員の調査を受け、その面前においてこれを封かんの上、氏名及び金額を封皮に明記して保管金提出書（様式第1号）（有価証券を提

供する場合は、政府保管有価証券提出書（様式第2号）を添えて差し出さなければならない。

- 4 入札保証金又は入札保証金に代わる担保は、落札者に対しては契約締結後に、落札者以外の者に対しては入札執行後に保管金取扱規程（大正11年大蔵省令第5号）第一号様式として規定されている保管金受領証書（有価証券を提供した場合は、政府保管有価証券取扱規程（大正11年大蔵省令第8号）第3号様式として規定されている政府保管有価証券受領証書）と引換えに還付する。
- 5 入札保証金又は入札保証金に代わる担保のうち、落札者の納付又は提供に係るものは、その者が契約を結ばないときは国庫に帰属する。
- 6 入札参加者が、入札保証金の納付に代えて提供することができる担保は、次の各号に掲げるものとする。
  - 一 国債
  - 二 政府の保証のある債券
  - 三 銀行、農林中央金庫、商工組合中央金庫又は全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券
  - 四 日本国有鉄道改革法（昭和61年法律第87号）附則第2項の規定による廃止前の日本国有鉄道法（昭和23年法律第256号）第1条の規定により設立された日本国有鉄道及び日本電信電話株式会社法（昭和59年法律第85号）附則第4条第1項の規定による解散前の日本電信電話公社が発行した債券で第2号以外のもの（以下「公社債」という。）
  - 五 地方債
  - 六 契約担当官等が確実と認める社債
  - 七 銀行又は契約担当官等が確実と認める金融機関（出資の受入、預り金及び金利等の取締等に関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関をいう。以下同じ。）が振り出し又は支払保証をした小切手
  - 八 銀行又は契約担当官等が確実と認める金融機関が引き受け又は保証若しくは裏書をした手形
  - 九 銀行又は契約担当官等が確実と認める金融機関に対する定期預金債権
  - 十 銀行又は契約担当官等が確実と認める金融機関の保証
- 7 前項に掲げる担保の価値は、次の各号に掲げる担保について当該各号に掲げるところによる。
  - 一 国債又は地方債 政府ニ納ムベキ保証金其ノ他ノ担保ニ充用スル国債ノ価格ニ関スル件（明治41年勅令第287号）又は同令の例による金額

- 二 政府の保証のある債券、金融債、公社債及び契約担当官等が確実に認める社債額面金額又は登録金額（発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは発行価額）の8割に相当する金額
  - 三 銀行又は契約担当官等が確実に認める金融機関が振り出し又は支払保証をした小切手 小切手金額
  - 四 銀行又は契約担当官等が確実に認める金融機関が引き受け又は保証若しくは裏書をした手形 手形金額（その手形の満期の日が当該手形を提供した日の一月後であるときは、提供した日の翌日から満期の日までの期間に応じ当該手形金額を一般の金融市場における手形の割引率によって割り引いた金額）
  - 五 銀行又は契約担当官等が確実に認める金融機関に対する定期預金債権 当該債権証書に記載された債権金額
  - 六 銀行又は契約担当官等が確実に認める金融機関の保証  
その保証する金額
- 8 入札参加者は、第1項本文の規定により提供する入札保証金に代わる担保が銀行又は契約担当官等が確実に認める金融機関（以下「銀行等」という。）に対する定期預金債権である場合においては、当該債権に質権を設定し、当該債権に係る証書及び当該債権に係る債務者である銀行等の承諾を証する確定日付のある書面を提出しなければならない。
- 9 入札参加者は、第1項本文の規定により提供する入札保証金に代わる担保が銀行等の保証である場合においては、当該保証に係る保証書を提出しなければならない。

（入札等）

第4条 入札参加者は、入札の公告、公示、入札説明書又は指名通知書、仕様書、図面、契約書案及び現場等を熟知の上、入札しなければならない。この場合において、入札の公告、公示、入札説明書又は指名通知書、仕様書、図面、契約書案等について疑義があるときは、入札時刻に支障を及ぼさない範囲内で関係職員の説明を求めることができる。

- 2 入札参加者は、入札書（様式第5号）を作成し、封かんの上、入札者の氏名（法人にあっては、法人名）、あて名及び入札件名を表記し、入札の公告、公示、入札説明書又は指名通知書に示した日時までに入札しなければならない。

ただし、電子入札システム等による入札参加者は、同システムにおいて入札書を作成し、公告、公示又は指名通知書に示した日時までに提出し、入札

書受付票を受理しなければならない。

- 3 入札参加者は、入札保証金の全部の納付を免除された場合であって、契約担当官等においてやむを得ないと認められたとき又は特例政令第2条に定める調達契約を行うときは、郵便をもって入札することができる。この場合においては、二重封筒とし、中封筒の表に前項の所定事項を記載し、これを表封筒に封かんの上、「入札書在中」と朱書して書留郵便とし、契約担当官等あて親展で提出しなければならない。
- 4 特例政令第2条に定める調達契約に係る場合は、入札参加者は、契約担当官等により競争参加資格があることが確認された旨の通知書の写しを提出するものとする。ただし、郵便による入札の場合は、当該通知書を表封筒と入札書を入れた中封筒の間に入れて郵送しなければならない。
- 5 第3項の入札書は、入札日の前日（特例政令第2条に定める調達契約に係る場合は、入札の公告又は公示に示した時刻）までに到達しないものは無効とする。
- 6 入札参加者は、入札書を一旦入札した後は、開札の前後を問わずその引き換え、変更又は取り消しをすることができない。
- 7 入札参加者が、代理人によって入札する場合には、入札前に代理人の資格を示す委任状（様式第6号）を入札担当職員に提出するものとし、入札書には代理人の表示をしなければならない。
- 8 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。
- 9 入札参加者は、入札時刻を過ぎたときは、入札することができない。
- 10 入札参加者は、予決令第71条第1項の規定に該当する者を、同項に定める期間入札代理人とすることができない。
- 11 入札参加者は、暴力団排除に関する誓約事項（様式第7号）について入札前に確認しなければならない。入札書の提出をもってこれに同意したものとする。

（入札の辞退）

第4条の2 指名を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

- 2 指名を受けた者は、入札を辞退するときは、その旨を、次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。

ただし、電子入札システム等による入札参加者が入札を辞退するときは、入札辞退届を同システムにおいて作成の上、提出するものとする。

一 入札執行前にあっては、入札辞退届（様式第8号）を契約担当官等に提出して行う。（郵送の場合は、入札日の前日までに到達するものに限る。）

二 入札執行中にあっては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札担当職員に直接提出して行う。

3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

（公正な入札の確保）

第4条の3 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

（入札の取りやめ等）

第5条 入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

（開札）

第6条 開札は、入札終了後直ちに入札の公告、公示、入札説明書又は指名通知書に示した場所及び日時に入札者を立ち合わせて行うものとする。この場合において、入札者が立ち会わないときは、入札事務に関係のない職員をして開札に立ち合わせて行うものとする。

（無効の入札）

第7条 次の各号の一に該当する入札は、無効とする。

一 競争に参加する資格を有しない者のした入札

二 委任状を提出しない代理人のした入札

三 所定の入札保証金の納付又は入札保証金に代わる担保の提供をしない者のした入札

四 記名を欠く入札（電子入札システム等による場合は、電子証明書を取得していない者のした入札）

五 金額を訂正した入札

六 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札

七 明らかに連合によると認められる入札

八 同一事項の入札について、同一人が2通以上なした入札又は入札者若しくはその代理人が他の入札者の代理をした入札

九 入札時刻に遅れてした入札

十 暴力団排除に関する誓約事項（様式第7号）について、虚偽又はこれに反する行為が認められた入札

十一 工事にあっては、工事費内訳書（同明細書を含む。以下「内訳書」という。）が未提出である又は提出された内訳書に未記入等不備があると認められる入札

十二 その他入札に関する条件に違反した入札  
（再度入札）

第8条 開札の結果、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行うことができるものとする。この場合、第1回目の最高又は最低の入札価格を下回る又は上回る価格で入札した者の入札は無効とし、当該入札に係る第3回目以降の入札参加者の資格を失うものとする。第3回目以降に行う入札についても上記を準用して行うものとする。

ただし、建設工事の競争契約入札の場合にあっては、入札執行回数は、原則として、2回を限度とするものとする。

2 前項の入札を行ってもなお落札者がいない場合は、契約担当官等は当該入札を打ち切ることがある。

3 第1項の入札には、前条に規定する無効の入札をした者は参加することができない。

4 郵便による入札を行った者がある場合において、直ちに再度の入札を行うことができないときは、契約担当官等が指定する日時において、再度の入札を行う。

（請負契約についての低入札価格調査制度、調査基準価格）

第9条 関東農政局所管に係る請負契約（予定価格が1,000万円を超えるものに限る。）について予決令第85条（同令第98条において準用する場合を含む。）に規定する相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがある場合の基準は、その者の申込みに係る価格が、次の各号のいずれかの割合を契約ごとの予定価格に乗じて得た額（以下「調査基準価格」という。）に満たない場合とする。

一 工事の請負契約ごとに10分の7.5から10分の9.2の範囲内で契約担当官等の定める割合の算定は、予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の

合算額に、100分の110を乗じて得た額を予定価格で除して得た割合とする。ただし、その割合が10分の9.2を超える場合にあっては10分の9.2とし、10分の7.5に満たない場合にあっては10分の7.5とする。

ア 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額

イ 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額

ウ 現場管理費等の額に10分の9を乗じて得た額

エ 一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額

二 製造その他の請負契約のうち、次の業種区分の欄に掲げる業務（以下「建設コンサルタント等業務」という。）の請負契約ごとに10分の6から10分の8.1まで（測量にあっては請負契約ごとに10分の6から10分の8.2まで、地質調査にあっては請負契約ごとに3分の2から10分の8.5まで）の範囲内で契約担当官等の定める割合の算定は、建設コンサルタント等業務の種類ごとに、予定価格算出の基礎となった同表①から④までに掲げる額の合計額に、100分の110を乗じて得た額を予定価格で除して得た割合とする。ただし、測量及び地質調査を除く請負契約については、その割合が10分の8.1を超える場合にあっては10分の8.1と、10分の6に満たない場合にあっては10分の6とするものとし、測量の請負契約にあっては、その割合が10分の8.2を超える場合にあっては10分の8.2と、10分の6に満たない場合にあっては10分の6とするものとし、地質調査の請負契約にあっては、その割合が10分の8.5を超える場合にあっては10分の8.5と、3分の2に満たない場合にあっては3分の2とするものとする。

業種区分	①	②	③	④
測量	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に10分の5を乗じて得た額	—
建設コンサルタント(建築に関するもの)及び建築士事務所	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額	諸経費の額に10分の6を乗じて得た額
建設コンサルタント(土木関係のもの)及び計量証明	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の5を乗じて得た額
地質調査	直接調査費の額	間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額	解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額	諸経費の額に10分の5を乗じて得た額
土地家屋調査、補償コンサルタント、不動産鑑定及び司法書士	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の5を乗じて得た額

三 一又は二により算定しがたい場合等については、工事は10分の7.5から10分の9.2まで、建設コンサルタント等業務（測量及び地質調査を除く）は10分の6から10分の8.1まで、測量は10分の6から10分の8.2まで、地質調査は3分の2から10分の8.5までの範囲内で適宜の割合とする。

四 製造その他の請負契約（二に掲げる業種を除く。）については10分の6の割合

2 調査基準価格に満たない価格をもって入札した者は、事後の事情聴取に協力すべきものとする。

（落札者の決定）

第10条 契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格（会計法第29条の6第2項に規定する契約にあたっては、価格及びその他の

条件が国にとって最も有利なもの)をもって入札した者を落札者とする。ただし、調査基準価格に満たない価格をもって入札した者がいた場合は、入札を「保留」し、調査のうえ落札者を後日決定する。この場合は、最低の価格(会計法第29条の6第2項に規定する契約にあたっては、価格及びその他の条件が国にとって最も有利なもの)をもって入札した者であっても必ずしも落札者とならない場合がある。

- 2 入札を「保留」した場合は落札者を決定次第、その結果を、落札者及び最低価格(会計法第29条の6第2項に規定する契約にあたっては、価格及びその他の条件が国にとって最も有利なものを含む。以下同じ。)の入札者(最低価格の入札者と落札者が異なった場合のみ)に通知し、他の入札者にはその旨通知する。

(落札となるべき入札をした者が2人以上ある場合の落札者の決定)

第11条 落札となるべき入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を定めるものとする。ただし、これらの者の中に電子調達システムにより入札した者がいる場合は、電子調達システムの電子くじにより落札者を定めることができるものとする。

- 2 前項前段の場合において、当該入札をした者のうちくじを引かない者、郵便又は電子入札システムによる入札者で当該入札に立ち会わない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(契約保証金等)

第12条 落札者は、契約書案の提出と同時に、契約金額の10分の1以上(「公共工事に係る一般競争入札方式の実施について」(平成6年5月31日付け6経第926号大臣官房経理課長通知)の記の1に定める工事又は予決令第86条に規定する調査を受けた者については10分の3以上)の契約保証金又は契約保証金に代わる担保を歳入歳出外現金出納官吏又は取扱官庁(関東農政局)に納付し又は提供しなければならない。ただし、契約保証金の全部又は一部の納付を免除された場合は、この限りでない。

- 2 落札者は、前項本文の規定により、契約保証金を納付する場合においては、あらかじめ、現金を取扱官庁の保管金取扱店(日本銀行の本店、支店又は代理店)に振り込み、保管金領収証書の交付を受け、これに保管金提出書(様式第9号)を添えて取扱官庁に提出しなければならない。

- 3 落札者は、第1項本文の規定により契約保証金に代わる担保を提供する場合において、当該担保が有価証券であるときは、あらかじめ、当該有価証券

を取扱官庁の保管有価証券取扱店（日本銀行の本店、支店又は代理店）に払い込み、政府保管有価証券払込済通知書の交付を受け、これに政府保管有価証券提出書（様式第2号）を添えて取扱官庁に提出しなければならない。

4 落札者は、第1項の規定により提供する契約保証金に代わる担保が銀行等又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社の保証である場合においては、当該保証に係る保証書を契約担当官等に提出しなければならない。

5 第1項ただし書きの場合において、契約保証金の納付を免除された理由が、委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を結んだことによる場合には、落札者は、契約担当官等が指示するときまでに当該公共工事履行保証証券に係る証券を契約担当官等に提出しなければならない。

6 第1項ただし書の場合において、契約保証金の納付を免除された理由が保険会社との間に国を被保険者とする履行保証保険契約を結んだことによる場合には、落札者は、契約担当官等が指示するときまでに当該履行保証保険証券を契約担当官等に提出しなければならない。

7 前6項の規定による金融機関等が交付する金融機関等の保証に係る保証書、保険会社等が交付する公共工事履行保証証券に係る証券又は保険会社が交付する履行保証保険契約に係る証券の提出に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって金融機関等が定め契約担当官等の認める措置を講ずることができるものとする。この場合において、落札者は当該保証書又は証券を提出したものとみなす。

（入札保証金等の振替）

第13条 契約担当官等は、落札者からの申出により落札者に払い戻すべき入札保証金を契約保証金の一部に振り替えることができる。

（契約保証金の返還）

第14条 契約保証金は、契約の履行が完了したことを確認した後、保管金払渡請求書（様式第10号）（有価証券を提供した場合は、政府保管有価証券払渡請求書（様式第11号））により返還するものとする。

なお、この場合利息は付さないものとする。

（契約書等の提出）

第15条 落札者は、契約書を作成するときは、契約担当官等から交付された契約書案に記名押印の上、落札決定の日の翌日から起算して7日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項各号に規定する行政機関の休日を含まない）に、これを契約担当官等に提出しなければな

らない。ただし、入札後契約前V E方式の対象工事で、落札者がV E提案を提出した場合には、この期間を延長することができる。

- 2 契約担当官等は、落札者が前項に規定する期間内に契約書案を提出しないときは、当該落札者を契約の相手方としないことがある。
- 3 契約担当官等が、契約書の作成を要しないと認めた場合においては、落札者は、落札決定後速やかに請書その他これに準ずる書面を契約担当官等に提出しなければならない。ただし、契約担当官等がその必要がない旨指示したときは、この限りでない。
- 4 当該工事が「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。）第9条に定める対象建設工事である場合は、第1項の契約書案の提出以前に建設リサイクル法第12条第1項の規定に基づく説明及び第13条第1項の規定に基づく協議を行わなければならない。
- 5 契約担当官等が入札公告において契約書を電磁的記録により作成することができるとした契約について、落札者が電子調達システムにより入札を行った場合又は電子契約システムにより契約を行う場合は、第1項の規定にかかわらず、電子調達システム又は電子契約システムにおいて契約担当官等が作成した契約書案の電磁的記録に電子署名を付すことにより契約書案への記名押印及び提出に代えることができる。

（業務等完了保証人）

第16条 落札者は、測量・建設コンサルタント等及び製造（以下この条において「業務等」という。）の請負契約については、自己に代わって自ら業務等を完了することを保証する他の同業者を保証人として立てることができる。

- 2 前項の保証人は、次に掲げる基準（指名競争に付した業務等において当該業務の地域的特性等により、第1号に該当する者が当該指名競争について指名を受けた者（以下「相指名業者」という。）以外にない場合にあっては、第1号に掲げる基準）に適合している者から選定しなければならない。

一 当該業務等の請負契約について、関東農政局建設工事等契約事務取扱要領（平成14年12月12日付け14関総第393号（経））第32条に規定する指名基準に該当する者で落札者と同等又はそれ以上に業務等の履行能力を有すると認められる者であること。

二 相指名業者以外の者であること。

- 3 第1項の保証人の選定については、契約担当官等の承諾を得なければならない。

(異議の申立)

第 17 条 入札をした者は、入札後、この心得、入札の公告、公示、入札説明書又は指名通知書、仕様書、図面、契約書案及び現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(その他の事項)

第 18 条 この心得に掲げるほか、入札に必要な事項は別に指示するものとする。

(附則)

総合評価落札方式に係る取扱については、以下のとおりとする。

- 1 第 4 条の 3 第 2 項、同条第 3 項及び第 7 条第 1 項第 5 号中の「入札価格」を「入札価格及びその他の条件」に読み替える。
- 2 第 10 条第 1 項中の「予定価格」を「予定価格かつ基準評価値」に読み替える。
- 3 第 10 条第 1 項中の「最高又は最低の価格」を「最高又は最低の評価値」に読み替える。
- 4 第 10 条第 1 項中の「最低の価格」を「最高の評価値」に読み替える。
- 5 第 11 条第 1 項中の「同価格」を「同評価値」に読み替える。

(附則)

この要領は、令和 6 年 8 月 1 日から施行し、同日以降に入札公告等を行う請負契約から適用する。

様式第1号 (第3条)

保 管 金 提 出 書

第	号	受
年	月	日
		付

¥ \_\_\_\_\_ (現金又は保管金領収証書の別)

提出の事由 \_\_\_\_\_ 年 月 日公告の入札保証金

上記の金額を提出します。なお、上記金額は、契約保証金又は売却代金に充当したいので、申し添えます。

年 月 日 住 所

商号又は名称  
代表者氏名

歳入歳出外現金出納官吏

官 職 氏 名

殿

入札保証金 受 入 済	契約保証金 充 当 決 定	売 却 代 金 充 当 決 定	保 証 金 返 還 決 定	保 証 金 国 庫 帰 属 決 定
年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
確 認 者 氏 名	確 認 者 氏 名	確 認 者 氏 名	確 認 者 氏 名	確 認 者 氏 名
[ _____ ]	[ _____ ]	[ _____ ]	[ _____ ]	[ _____ ]
(保管金台帳 登記済)	(保管金台帳 登記済)	(保管金台帳 登記済)	(保管金台帳 登記済)	(保管金台帳 登記済)
年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日

様式第2号 (第3条・第12条)

政府保管有価証券提出書

番号	年度第 号
----	-------

提出の事由

有価証券取扱主任官 官職 氏名 殿

年 月 日

住 所

氏 名

上記事由により、下記の有価証券を保管有価証券として提出します。

証券名称	枚 数	総 額 面	内 訳			備 考
			額 面	回 記 号	番 号	

工事名 \_\_\_\_\_

(注意事項)

用紙の寸法は、日本産業規格A列4番とし、縦長に使用すること。

様式第5号（第4条）

入 札 書

年 月 日

担当官  
長

殿

（入札者）

住 所

商号又は名称  
代表者氏名

（代理人）

氏 名

¥ \_\_\_\_\_

ただし

の代金

上記のとおり、入札心得、入札説明書又は指名通知書記載事項及び現場説明事項を承知の上、入札します。

（注意事項）

- 1 金額は円単位とし、アラビア数字をもって明記すること。
- 2 用紙の寸法は、日本産業規格A列4番とし、縦長に使用すること。

様式第6号 (第4条)

委 任 状

代理人氏名

上記の者を私の代理人と定め、下記権限を委任します。

記

1 入札年月日 年 月 日

2 件 名

3 入札に関する一切の件

年 月 日

住 所  
商号又は名称  
代表者氏名

担当官

長

殿

## 様式第7号（第4条・第7条）

### 暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記1及び2のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴省の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を警察に提供することについて同意します。

### 記

#### 1 契約の相手方として不適当な者

(1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

(2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを利用するなどしているとき

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

#### 2 契約の相手方として不適当な行為をする者

(1) 暴力的な要求行為を行う者

(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

(3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

(4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者

(5) その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、入札書の提出をもって誓約いたします。

様式第8号（第4条の2）

入 札 辞 退 届

年 月 日

担当官  
長

殿

（入 札 者）

住 所

商号又は名称  
代表者氏名

（代 理 人）

氏 名

件 名

上記について、都合により入札を辞退します。

（注意事項）

用紙の寸法は、日本産業規格A列4番とし、縦長に使用すること。

様式第9号 (第12条)

保 管 金 提 出 書

番号	年度第 号
----	-------

提出の事由

歳入歳出外現金出納官吏 官職 氏名 殿

年 月 日

住 所

氏 名

上記事由により、下記の金額を保管金として提出します。

金 \_\_\_\_\_

工 事 名 \_\_\_\_\_

(注意事項)

用紙の寸法は、日本産業規格A列4番とし、縦長に使用すること。

様式第 10 号 (第 14 条)

保 管 金 払 渡 請 求 書

払渡の事由

歳入歳出外現金出納官吏 官職 氏名 殿

年 月 日

住 所

氏 名

上記事由により、下記保管金を下記振込先に振込んで下さい。

金 \_\_\_\_\_

保管金提出書の 年 月 日

日付及び番号 年度 第 号

振 込 先

\_\_\_\_\_銀行\_\_\_\_\_支店

口 座 1. 普通 2. 総合 3. 当座

名 義 \_\_\_\_\_

支店番号 口座番号

\_\_\_\_\_

様式第 11 号 (第 14 条)

政府保管有価証券払渡請求書

受領証書日付 年 月 日  
及び番号 年度 第 号

払渡請求理由

有価証券取扱主任官

官職 氏名 殿  
年 月 日  
住 所  
商号又は名称  
代表者氏名

下記の証券の払渡を請求します。

有価証券取扱主任官

官職 氏名 殿  
年 月 日  
住 所  
商号又は名称  
代表者氏名

上記の証券払渡の証書領収しました。

証券名称	枚 数	総 額 面	内 訳			備 考
			額 面	回 記 号	番 号	

(注意事項)

用紙の寸法は、日本産業規格A列4番とし、縦長に使用すること。

入 札 参 加 時 必 要 書 類 等

本人・代理人の別 入札参加者	本 人	代 理 人
法 人	1 <u>入札保証金、契約保証金（結果として入札されようとする金額の10/100以上の現金が必要となります。）</u> 2 法人の登録印鑑 3 200円の収入印紙（※） 4 本人確認が行える資料 （免許証等顔写真付きのもの）	1 左に同じ 2 代理人の登録印鑑 3 代理人の登録印鑑証明書 4 委任状（委任者の登録印押印のもの） 5 左に同じ 6 本人確認が行える資料 （免許証等顔写真付きのもの）
個 人	1 <u>入札保証金、契約保証金（結果として入札されようとする金額の10/100以上の現金が必要となります。）</u> 2 登録印 3 200円の収入印紙（※） 4 本人確認が行える資料 （免許証等顔写真付きのもの）	1 左に同じ 2 代理人の登録印 3 代理人の登録印鑑証明書 4 委任状（委任者の登録印押印のもの） 5 左に同じ 6 本人確認が行える資料 （免許証等顔写真付きのもの）

注：1 印紙については、印紙税法上非課税である場合（非課税法人、個人で営業に関しないものの場合）は不要です。

2 上記の外、筆記用具（黒ボールペン又は万年筆）が必要です。

## 入札会場案内図

1 入札会場 大町市役所 西庁舎 大会議室

2 案内図

大町市役所 西庁舎



3 アクセス

JR 大系線 信濃大町駅下車 徒歩約15分

(問い合わせ先)

埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1

さいたま新都心合同庁舎2号館 10階

関東農政局経営・事業支援部農地政策推進課

電話 048-740-1005

国有財産競争入札参加申込書

契約担当官

関東農政局長 菅 家 秀 人 殿

申込者 住 所

氏 名

(電話番号

印 (登録印)

)

代理人 住 所

氏 名

(電話番号

印 (登録印)

)

下記の売払物件に係る一般競争入札に参加したいので、提出書類を添えて入札参加を申し込みます。

記

物件 番号	財産区分	所 在 及 び 地 番	地目 (現況地目)	登記簿面積 (実測面積)
1	土地	長野県大町市大町4051番15	畑 (畑)	88 m <sup>2</sup> (88.69 m <sup>2</sup> )

提出書類

- 1 転用事業計画書
  - 2 予算決算及び会計令第70条に該当しないことを証する書面として、申込者が個人の場合は戸籍抄本及び印鑑証明書  
申込者が法人の場合は、履歴事項全部証明書及び印鑑証明書
  - 3 申込者に代わって代理人をもって入札をしようとする場合は、代理人の資格を示す委任状（P40参照）及び代理人の印鑑証明書
- なお、この入札参加申込書は、提出期限までに指定された提出場所に提出してください

## 転用事業計画書

1 買受を希望する土地を選定した理由及び選定の経緯						
2 買受けをしようとする土地の所在地等	土地の所在	地番	地目		面積	耕作者の氏名
			登記簿	現況	㎡	
	計 ㎡					
3 転用計画	(1)転用事由の詳細	用途	事由の詳細			
	(2)事業の操業期間	年 月 日から 月 日 まで 月				
	(3)転用の目的に係る事業又は施設の概要	工事名称	名称	棟数	建築面積(㎡)	所要面積(㎡)
		土地造成				
		建築物				
		小計				
		工作物				
小計						
計						
4 資金調達についての計画						
5 転用することによって生ずる付近の土地・作物・家畜等の被害防除施設の概要						

(記載要領)

- 1 当該土地を選定した理由及び選定の経緯は、できるだけ詳細に記載してください。
- 2 「転用の時期及び転用の目的に係る事業又は施設の概要」欄は、工事計画が長期にわたるものである場合には、できる限り工事計画を6か月単位で区分して記載してください。

## 転用事業計画書 (記入例)

1 買受を希望する土地を選定した理由及び選定の経緯	周辺の土地とあわせ一体的に再開発する・・・ 長年耕作してきた土地に愛着がある・・・ これまで住んできた土地から離れたくない・・・					
2 買受けをしようとする土地の所在等	土地の所在	地番	地目		面積 (実測)	耕作者の氏名
			登記簿	現況	m <sup>2</sup>	
	大町市大町4051番15	4051-15	畑	畑	88 (88.69)	—
3 転用計画	(1) 転用事由の詳細	用途	事由の詳細			
		宅地	自宅(増築) 駐車場			
	(2) 事業の操業期間	令和8年9月中旬から6ヶ月				
	(3) 転用の目的に係る事業又は施設の概要	工事名称	名称	棟数	建築面積(m <sup>2</sup> )	所要面積(m <sup>2</sup> )
		土地造成				000 m <sup>2</sup>
		建築物	自宅(増築)	木造 2階建 1棟	のべ 000 m <sup>2</sup>	000 m <sup>2</sup>
		小計		1	のべ 000 m <sup>2</sup>	000 m <sup>2</sup>
		工作物	駐車場舗装			000 m <sup>2</sup>
		小計				
		計		1	のべ 000 m <sup>2</sup>	000 m <sup>2</sup>
4 資金調達についての計画	土地取得後、金融機関から借入予定。					
5 転用することによって生ずる付近の土地・作物・家畜等の被害防除施設の概要	周辺は宅地化しており、被害の生ずる恐れはありません。					

(記載要領)

- 1 当該土地を選定した理由及び選定の経緯は、できるだけ詳細に記載してください。
- 2 「転用の目的に係る事業又は施設の概要」欄は、できるだけ詳細に記載してください。

# 委 任 状

代理人 住 所  
氏 名

使用印  
印

上記の者を私の代理人と定め下記権限を委任します。

## 記

1 入札年月日 令和 年 月 日

2 入札物件

参加 希望	物件 番号	財産 区分	所 在 及 び 地 番	地目	登記簿面積 (実測面積) m <sup>2</sup>
	1	土地	長野県大町市大町4051番15	畑	88 (88.69)

3 一般競争入札に関する一切の件

令和 年 月 日

住 所  
氏 名

登録印  
印

契約担当官  
関東農政局長 菅 家 秀 人 殿

(注) 委任者の印鑑証明書を添付して下さい。

# 国 有 財 産 買 受 申 込 書 ( 案 )

令和 年 月 日

関東農政局長 殿

買受申込者 住 所

氏 名(名称) 印

下記により、国有財産の売払いを受けたいので、農地法施行規則等の一部を改正する省令（平成 21 年農林水産省令第 64 号）第 1 条の規定による改正前の農地法施行規則（昭和 27 年農林省令第 79 号）第 49 条第 1 項の規定により、買受けの申込みを致します。

## 記

- 1 買受けを希望する国有財産の表示  
長野県大町市大町 4 0 5 1 番 1 5 畑 8 8 m<sup>2</sup>（実測 8 8 . 6 9 m<sup>2</sup>）
- 2 用途 宅地
- 3 所有権の移転の期日 売払いの対価を完納したとき
- 4 売払いの対価 金 円  
（一般競争入札による落札価格）
- 5 売払いの対価の支払いの方法 一時払い  
（国有財産売払通知書に定めるところによる。）
- 6 その他の買受けの条件
  - (1) 関東農政局長は、買受申込者が売払いの対価を国有財産売払通知書に定める納期限（以下「納期限」という。）までに完納したときは、買受申込者の請求により遅滞なく契約保証金を買受申込者に還付すること。  
なお、還付される契約保証金には利息が付されないこと。
  - (2) 関東農政局長は、買受申込者が売払いの対価を納期限までに完納しないときは、契約保証金を国庫に帰属させることができること。
  - (3) 売払いの対価を納期限までに完納したときは、売払物件はなんらの引渡し手段を用いずに買受申込者に引渡されたものとする。
  - (4) 売払いの対価を納期限までに完納しなかったときは、やむを得ない理由により売払いの対価を納入できなかった場合を除き、原則として、この売払いは関東農政局長が発行する売払い解除通知書により解除されても異存がないこと。
  - (5) 土地所有権移転登記に要する登録免許税は、買受申込者の負担とすること。
  - (6) 買受申込者は、国有財産売払通知書の発行のときから売払物件の所有権の移転

のときまでの間において、当該財産が関東農政局長の責に帰することのできない理由により滅失又はき損した場合には、売払いの対価の減免の請求をしないこと。

- (7) 買受申込者は、国有財産売払通知書の発行の日から 10 年間、売払物件を暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは同法の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これらに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し又は売払物件を第三者に貸してはならないこと。
- (8) 買受申込者は、国有財産売買契約締結の日から 10 年間、売払物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業、同条第 5 項に規定する性風俗特殊営業その他これらに類する業の用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し又は売買物件を第三者に貸してはならないこと。
- (9) 関東農政局長は、買受申込者の(7)及び(8)に定める公序良俗に反する使用等に関して、関東農政局長が必要と認めるときは実地調査を行うことができること。
- ② 買受申込者は、関東農政局長から要求があるときは、売買物件について利用状況の事実を証する登記簿抄本その他の資料を添えて売買物件の利用状況等を関東農政局長に報告しなければならないこと。
- ③ 買受申込者は、正当な理由なく、第 1 項に定める実地調査を拒み、妨げ若しくは忌避し又は前項に定める報告若しくは資料の提出を怠ってはならないこと。
- (10) 買受申込者は、次の各号に定める事由が生じたときは、それぞれ各号に定める金額を違約金として関東農政局長に支払わなければならないこと。
- ア (8)に定める義務に違反したときは、売払いの対価の 1 割に相当する額
- イ (6)及び(7)に定める義務に違反したときは、売払いの対価の 3 割に相当する額
- (11) 関東農政局長は、買受申込者が本通知書に定める義務を履行しないときは、売払いを解除することができること。
- (12) 関東農政局長は、買受申込者が次の各号の一に該当すると認められるときは、何ら催告を要せず、売払いを解除することができること。
- ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している

とき

- (13) 関東農政局長は、買受申込者が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、売払いを解除をすることができること。
- ア 暴力的な要求行為
  - イ 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
  - エ 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
  - オ その他前各号に準ずる行為
- (14) 買受申込者は、(12)各号及び(13)各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約すること。
- (15) 関東農政局長は、(11)から(13)までに定める解除権を行使したときは、買受申込者が支払った売払いの対価を返還すること。ただし、当該返還金には利息が付されないこと。
- ② 関東農政局長は、解除権を行使したときは、買受申込者の負担した契約の費用は返還しないこと。
  - ③ 関東農政局長は、解除権を行使したときは、買受申込者が支払った違約金及び買受申込者が売払物件に支出した必要費、有益費その他一切の費用は償還しないこと。
- (16) 買受申込者は、関東農政局長が(11)から(13)までに定める解除権を行使したときは、関東農政局長の指定する期日までに売払物件を原状に回復して返還しなければならないこと。ただし、関東農政局長が売払物件を原状に回復させることが適当でないと認めたときは、現状のまま返還することができること。
- ② 買受申込者は、前項ただし書の場合において、売払物件が滅失又は毀損しているときは、その損害賠償として売払解除時の時価により滅損額に相当する金額を国に対し支払わなければならないこと。また、買受申込者の責めに帰すべき事由により国に損害を与えている場合には、その損害に相当する金額を国に対し支払わなければならないこと。
  - ③ 買受申込者は、第1項に定めるところにより売払物件を国に返還するときは、関東農政局長の指定する期日までに、当該物件の所有権移転登記の承諾書を関東農政局長に提出しなければならないこと。
- (17) 国は国有財産売払契約締結後、売買物件に隠れた瑕疵が発見された場合には、引渡しの日から2年間に限り民法(明治29年法律第89号)第570条に規定する担保の責任を負い、国の責任の範囲(賠償額)は、売買代金の額を限度とする。
- (18) 関東農政局長は、買受申込者が国有財産売払通知書に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、その損害の賠償を請求できること。ただし、(10)に定める違約金は損害賠償額の予定又はその一部と解釈しないこと。
- (19) 国は、(15)の第1項の規定により売払いの対価を返還する場合において、買受申込者が(10)に定める違約金又は(16)の第2項若しくは(18)に定める損害賠償金を国に対し支払うべき義務があるときは、返還する売払いの対価の全部又は一部と相殺することができること。
- (20) 国有財産売払契約締結及び履行に関する必要な一切の費用は、すべて買受申込者の負担とすること。

# 物 件 調 書

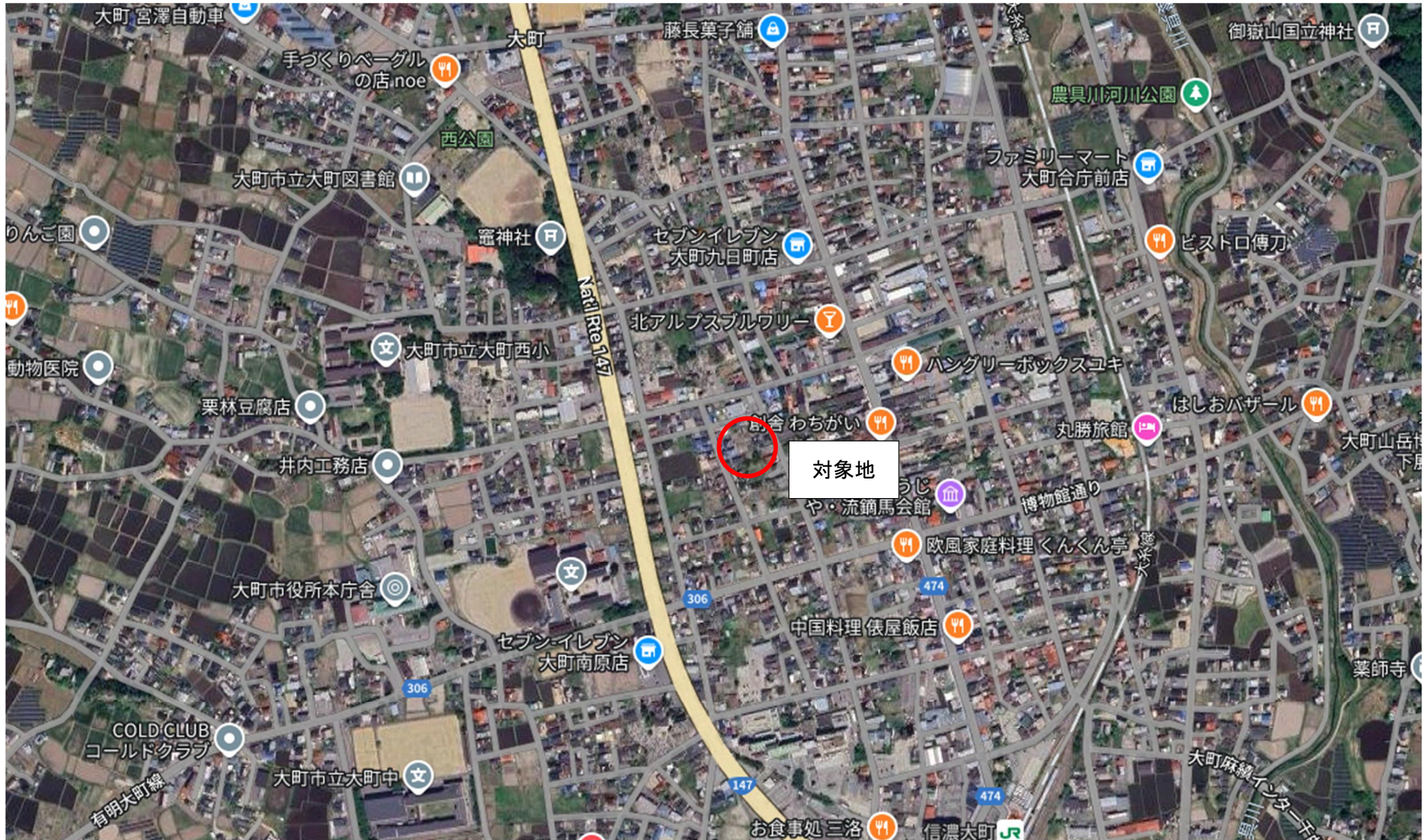
## 注意事項

入札参加に当たりましては、参加者において現地を確認していただき、御納得いただいた上で御参加していただくこととなりますので、予め御了承ください。

## 物 件 調 書

物件番号 1			
所在地	長野県大町市大町4051番15		
沿線	J R 大糸線	最寄駅	信濃大町駅
駅からの距離	北約0.8km	徒歩(分)	約10分
バス停		バス停徒歩(分)	
面積(公簿)	88㎡	面積(実測)	88.69㎡
私道負担等	なし	私道負担の内容	—
地目	畑	地目(現況)	畑
都市計画	市街化区域	用途地域	第2種住居地域
建ぺい率(%)	60%	容積率(%)	200%
法令等制限			
供給処理施設の状況	電気	—	公共施設 大町市役所まで 約0.6km
	上水道	—	
	下水道	—	
	都市ガス	—	
備考	周辺は宅地が迫っているが、農地と住居に囲まれている		

## 位置図



# 案内図



07 現地の状況		□別紙のとおり	
点名	境界標	確認の状況	
全景	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 既存 <input type="checkbox"/> 復元 <input type="checkbox"/> 入替え		
全景 北側より			
	撮影年月日 備 考	令和7年11月12日	
全景 南側より			
	撮影年月日 備 考	令和7年11月12日	